

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和 8 年度 第 1 回芦屋市いじめ問題対策連絡協議会		
日 時	令和 8 年 7 月 6 日 (月) 10:00～11:30		
場 所	芦屋市役所災害対策本部室 (東館 3 階中会議室)		
出 席 者	会 長 竹中 恵子 副 会 長 谷野 誠 委 員 奥田 瑞枝 山田 陽子 虎若 高士 横田 薫 大竹 智義 森本 真司 富田 泰起 浅田 陽一 内藤 純子		
事 務 局	こども福祉部 参事 鳥越 雅也 こども政策課 課長 三崎 英誉 係長 森本 明日翔 主任 井上 真希 任用職員 加藤 美也子		
関 係 課	学校支援課 主査 佐藤 菜穂子 主査 坂根 拓実		
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者 11 人中 11 人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第 19 条の規定により非公開・一部公開は出席者の 3 分の 2 以上の賛成が必要〕 ＜非公開・一部公開とした場合の理由＞		
傍 聴 者 数	0 人 (公開又は一部公開の場合に記入すること。)		

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状の交付、委員紹介
- (3) 会長、副会長の選任

＜内容＞

- (1) 本市におけるいじめの状況について【協議】
- (2) いじめ防止対策の実施状況について【協議】

2 提出資料

- 資料 1 本市におけるいじめの対応と取り組みについて
- 資料 2 令和 7 年度いじめ防止等に係る取り組みの実施状況

3 審議内容

＜開会＞

- (1) 開会の挨拶

【事務局挨拶】

- (2) 委嘱状の交付、委員紹介

【委嘱状の交付】

【委員・事務局自己紹介】

(事務局森本) 今回新たに委員となられる方もいらっしゃいますので、簡単にいじめ問題対策連絡協議会について説明させていただきます。このいじめ問題対策連絡協議会ですが、委員は、保護者団体、青少年育成団体、社会福祉団体、学校教育、行政の各関係者から構成されており、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るため、開催させていただいております。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から会議運営上の説明をさせていただきます。

まず、本協議会ですが、芦屋市情報公開条例第19条により、公開が原則となっております。また、議事録を公開し、本協議会における発言の内容や委員名も公開することが原則となっております。つきましては、議事録を正確に作成するために、レコーダーにて音声を録音させていただきます。

続きまして、本日は委員11名の内、11名に出席いただいております、半数以上の出席がありますので、この協議会は成立していることをご報告させていただきます。

(3) 会長、副会長の選任

(事務局森本) 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例第6条第2項により、会長は委員の互選で定めることとなっております。どなたかご推薦はございませんか。

(山田委員) いじめ防止に向け連携していく協議会ですので、普段から保護者、教職員、行政と協力し、教育環境の充実に尽力されている芦屋市PTA協議会代表の竹中委員が適任かと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局森本) 他にご推薦などはございませんか。ただいま推薦がございましたが、芦屋市PTA協議会代表の竹中委員に会長職に就任いただくということでよろしいでしょうか。

【全員同意】

(事務局森本) では、芦屋市PTA協議会ご代表の竹中委員に会長をお願いします。

次に、副会長につきましても委員の互選となっております。どなたかご推薦はありませんか。

(竹中委員) 人権問題を幅広く担当している人権・男女共生課の谷野委員に副会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全員同意】

(事務局森本) では、副会長は人権・男女共生課の谷野委員に決定いたします。

はじめに、会長、副会長よりひと言、ご挨拶をお願いします。

【会長・副会長挨拶】

(事務局森本) それでは、今後の会の進行を会長と交代させていただきます。よろしくお願いいたします。

いたします。

(竹中会長) まず、本協議会は、原則どおり公開でよろしいでしょうか。

【全員承認】

(竹中会長) では、本協議会は原則どおり公開とします。次に、本日の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

(事務局井上) 傍聴希望者はいらっしゃいません。

(竹中会長) 傍聴者はいないので、事務局から本日の資料の確認をお願いします。

(事務局森本) 資料は、次第、委員名簿、資料1「本市におけるいじめの対応と取り組みについて」、資料2「令和7年度 いじめ防止等に係る取り組みの実施状況」です。不足している資料はございませんでしょうか。事務局からは以上です。

<内容1> 本市におけるいじめの状況について【協議】

(竹中会長) それでは議題に入ります。事務局から協議内容1「本市におけるいじめの状況について」の報告をお願いします。

(関係課佐藤) 本市におけるいじめの状況についてご報告いたします。いじめの認知件数は減少傾向にあり、昨年度の小学校は1,601件(227件減)、中学校は132件(9件増)でした。内容は、伝え方や距離の取り方によるもの、ちょっかい、体を触るなどの性的なもののほか、SNSでの無断撮影や悪口などがありました。また、低学年において理由のない暴言・暴力が増加しています。いじめ以外の器物損壊等の問題行動も小中学校ともに増加傾向です。いじめ防止事業としては、「芦屋市立小学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書」の調査結果を受けた再発防止策として、昨年度は5つの事業を行いました。これらは、すべてのこどもへの予防(1次支援)、早期対応(2次支援)、個別ケース・重大事案への対応(3次支援)と考えております。

事業の1つ目は、弁護士によるいじめ防止に関する授業です。すべてのこどもたちの予防的な支援となります。どの学年にも同じクオリティで真下真理子先生にオンライン授業をしていただいています。日常にある事例を通じて、考えを深める双方向の授業です。いじめ防止対策推進法の解説をしつつ、どのような行為が「いじめ」となるのか、「いじめ」に直面した時、どのように行動すれば良いかを考えます。3年で1セットが完結するプログラムになっていまして、3年目となる今年度は、中学校で「中立」を考えることがテーマとなっています。また、今年度はWEBでアンケートを取りました。「友だちとのトラブルには、いろいろな解決の仕方があることが分かった」、「いじめについての法律があることが分かった」、「「どちらもが悪い」とすぐに決めつけるのは、危ないことが分かった」、といった、設問に肯定的な回答が9割でした。

2つ目の事業は、いじめ対応ケース事例研修です。今年度の事例研修では、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」改定に伴って、法、基本方針及び

調査の指針に基づく対応をするために、いじめの問題に対する教職員の対応力の向上が必要となっていました。学校のニーズに合う形で、法的対応と学校の役割、生徒の権利を守りつつ、学校としてどのような対応が法的に適切かを理解するような研修会を考えています。先生たちが学ぶことで、すべてのこどもたちへの支援につながると考えています。令和6年度は、スクールカウンセラー、弁護士、大学教授、不登校コーチングの方などに来ていただき、研修を行いました。

3つ目の事業は、アセスという学校適応感アンケートです。こどもたちの学校適応感を数値化し、個々の状況を詳細に把握するためのアセスメントツールになっています。見えない部分が見える化し、見えないSOSに気づき、こどもへの理解を深めるためにアセスを導入しています。学級がしんどくなる時期が6月、11月、2月と言われているので、令和7年度は5月、10月に実施しています。令和6年度は、アセスの結果の活用の不十分さが課題だったこともあり、令和7年度は結果をもとに、学年の先生と管理職、教育相談コーディネーター、指導主事とで児童一人ひとりの変化に着目した対話を行いました。こども理解がより一層深まっていくことを実感しました。これは、未然防止、早期対応、早期発見の2次支援にあたります。

4つ目の事業は、教育相談コーディネーター養成のための研修です。教育相談コーディネーターは、すべての段階に関わる組織的な校内支援体制の中核となる、とても大事な役割を担っています。令和7年度から、教育相談コーディネーターを校務分掌に位置づけました。中学校は、生徒指導加配教員がその役割をすでに担っています。講師をオンラインで招聘し、知識、理論を学び、実践につなげられるように研修を組んでいます。事例検討、協議、聞き取りシートの共有、各校の実態の交流など、今まで情報共有でとどまっていたものを広げました。令和8年度はさらに発展させたいと思っています。また、1次支援として、自分の気持ちのコントロール、自分や他者への気づき、対人関係など、社会性を育む学習を実施した学級がありましたので、ご紹介します。いじめや問題行動の予防となる取り組みを行いました。初めは問題行動が頻発した学級でしたが、2学期からこの授業を取り入れたことにより、こどもの落ち着きが見られ、授業で学んだスキルを、日常生活の中でも意図的に取り入れたことが大きな変化につながりました。先生自身が、SELの実践を通して、目に見えてこどもたちが変わっていく姿に毎日感動しており、この実践をして、本当に良かったとおっしゃっていました。次に、学年で取り組んだ先生をご紹介します。スキルに関する合言葉を、学年で統一して用いることができ、こどもたちに一貫したかわりができるようになりました。実践後、こどもたちの変化だけではなく、「こどもたちへのネガティブな声掛けが減った」という声がありました。学年の中心となる教員が、このようなリーダーシップを発揮したことで、若い教員の日常の指導力の向上にもつながったのではないかと考えています。この学校の課題は、低学年から、学校としてこういった学習に取り組むことです。岩園小学校では、先取り学習をはじめ、SELに取り組んでいます。

5つ目の事業は、ピースサポーターの派遣です。令和7年度は、各中学校に1名配置、各小学校に1名配置し、拡充しました。校内サポートルームを更に充実させ、こども達の居場所として発信しています。

(竹中会長) ありがとうございました。何かご質問やご不明点はございませんか。

【質問なし】

<内容2> いじめ防止対策の実施状況について【協議】

(竹中会長) 次に、協議内容2「いじめ防止対策の実施状況」について、事務局より報告してください。

(事務局森本) 資料2「令和7年度いじめ防止等に係る取り組み実施状況」をご覧ください。時間の関係上主なものについてご説明させていただきます。

まず、項目2「早期発見・早期対応のための措置」についてです。人権・男女共生課では、毎月2回人権擁護委員による人権相談を実施しています。令和7年度はいじめ問題に関する相談は1件ありました。今年度も引き続き人権相談を実施します。

こども家庭・保健センターでは、家庭児童相談員が、養育に関する不安や悩みを抱える保護者等からの相談に対し、電話、来所、訪問等により継続的な支援を実施しました。相談内容は、育児不安、しつけ、発達に関する懸念など多岐にわたり、保育所、学校、医療機関等と連携しながら対応しました。今後も、相談対応の迅速化と関係機関との連携の質の向上を図り、継続的な見守り体制を強化していきます。

次に、2ページ目をご覧ください。項目3「啓発活動」についてです。人権・男女共生課では、法務局や人権擁護委員と連携して人権教室を開催しています。人権擁護委員がDVDや紙芝居等を用い、こどもたちに、「思いやりの心」「命の大切さ」を楽しくわかりやすく学んでもらうことを目的に授業を行っており、令和7年度は朝日ヶ丘小学校、浜風小学校にて実施しました。また、西山幼稚園においては、花の種子、球根等を配布し、児童らが協力し合って育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにすることを目的とした「人権の花運動」を実施しました。今年度も引き続き人権教室や人権の花運動を実施します。

続いて、3ページ目をご覧ください。こども政策課では、いじめ防止対策連絡協議会にて、「いじめ防止週間」を策定し、市内の小・中学校15校を対象に、啓発活動を実施しました。具体的には、過去の受賞作品を活用したのぼり旗の設置や、ポスターを配布しました。また、いじめ防止啓発チラシや、小学校1年生、中学校1年生を対象とした啓発シールも配布しました。さらに、ふれ愛シネサロンおよびあしや平和の集いにおいても、イベント参加者へ啓発チラシを配布し、学校外の間でも周知を図りました。しかし、令和7年度に市内小中学校に啓発事業の取り組みについてアンケートを実施したところ、取り組みが固定化しているとのご意見もいただきましたので、令和8年度はのぼり旗の設置は行わず、新たな取り組みとして、大手前大学マンガ制作専攻の学生と協働し、いじめ防止啓発ポスターやチラシを作成するという取り組みを進めております。こどもたちにとって身近で親しみやすいマンガというツールを用いることで、より関心を持ってもらい、いじめ防止に向けた効果的な啓発につながるものと考えています。

最後に、昨年度の取り組みの成果や課題、また今年度の取り組みにつきまして、委員の皆さまからご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(竹中会長) ありがとうございました。何かご質問や不明点はございませんか。

(森本委員) 冒頭のご説明にありました小学校におけるいじめ件数の減少傾向は、いじめアンケートに加え、アセスを取り入れている成果と認識いたしました。また、ピースサポーターの方も各校1名ずつ派遣されるなど、支援体制が非常に手厚くなってきたという印象を受けました。

そこで一つ伺いたいのですが、小中学校ごとに独自の体制強化や取り組みがあればお聞かせください。

(虎若委員) 中学校の現状として、いじめアンケートは早期発見に非常に効果があると感じています。具体的に2年生の例を挙げますと、「いじめを受けた」と感じた生徒が2件、「いじめをした」と認識している生徒が1件であったのに対し、「見聞きした」という生徒は7件と、それぞれの認識に相違が見られます。生徒の中には発達特性を持つ子どもたちもいますので、「そんなつもりで言ったわけではなかった」といった認識のズレが起こっているのだと考えています。具体的な事案としては、容姿をからかったり、トライやる・ウィーク中に金銭を要求したりするといったことがありました。アンケートに書かれたこうした声をしっかりと拾い上げ、指導に繋げております。また、日々の「生活ノート」を通じた担任とのやり取りも、生徒の些細な変化に気づくきっかけとなっており、未然防止や早期対応に大いに役立っています。

(横田委員) 小学校の現状として、いじめの定義の難しさに悩まされています。友達同士のトラブルも含めていじめとして認定する積極的認知が浸透しており、子ども本人が苦痛を感じればいじめとなるため、近年は件数が増加傾向にあります。また、加害者と被害者が入れ替わることがあるのも特徴です。もう一つ悩ましいのが、いじめ重大事態の定義です。被害を訴えて30日以上欠席すると重大事態として報告する必要があります。学校としてはサポートルームやオンライン授業など学べる環境を提案しますが、加害者がいる学校には登校させたくないと言われるケースもあり、保護者との粘り強いコミュニケーションが必要となっています。

本校独自の取り組みとして、アセスを3年生から6年生まで拡大して実施し、結果をもとに学年会議を行っています。いじめアンケートも学期に1回実施し、アンケートに書けない子どものために教員との聞き取りの時間も設けています。また、子ども同士の関わり方を学ぶための学級づくりにも力を入れています。子ども同士の関わりに対してスキルアップできるように、今、取り組みを始めているところです。

(竹中会長) ありがとうございました。他の方も感想などお願いいたします。

(奥田委員) 小中学校でのきめ細やかな対応がよくわかりました。ありがとうございました。今後も継続いただけたらと思います。

(山田委員) 先生方のスキルアップ研修や、カウンセラー、ピースサポーターなど多くの方が関わっていることを知り大変勉強になりました。私は、登校班の見守りを毎朝していますが、子どもたちは弱い立場の子をよく見て、助け合っています。大人もすぐに問題を指摘するのではなく、前向きな声かけや見守る姿勢を持つことが

大切だと改めて感じました。今後も、希望をいっぱい持っているこどもたちに、できるだけ楽しく過ごしてもらえるように、陰ながら見守りたいと思っています。

(浅田委員) 教育委員会の学校支援課の浅田と申します。私からは、2つお伝えしたいことがあります。

まず1つ目は、教育委員会も学校も、いじめ問題を重く受け止めているということです。いじめはこどもたちの心に深い傷を残し、将来にまで影響を及ぼしうるものと考えているからです。それを鑑みまして、こどもたちが自分の抱えている悩みを発信できるよう、中学校のいじめアンケートや生活ノートの取り組み、各種相談窓口を紹介する手紙を配布しました。さらに、本日7月6日(月)には、教育長からのメッセージとして「抱え込まずに悩みを相談してほしい」と呼びかけるアイコンを全児童生徒の学習用タブレットに配信しました。

2つ目は、こども同士や地域の方との関わり大切さです。人間関係の衝突や意見の食い違いは自然に起こるものであり、そうしたトラブルを解決し、相手の気持ちを想像する経験を積み重ねることで、こどもたちは成長していきます。そうした学びの機会をきちんと与えていくため、先ほどの教育長からのメッセージには、「隣の子が悩んでいるときにどう行動すべきか」といった呼びかけも込めました。

(大竹委員) 警察としては不法行為があれば検挙せざるを得ません。先生方の活動により、不法行為に至る前に防いでいただければと思います。また、親や教員の目が届きにくい夏休みは、犯罪の被疑者・被害者になるリスクが高まります。少年の犯罪認知件数も増加傾向にあるため、家庭や学校での事前指導をお願いいたします。そういったことにならないように、皆さんと協力していければと思っています。

(内藤委員) 青少年愛護センターの若者相談センター「アサガオ」では、青年層だけでなく小学生の保護者からの相談も受けており、関係機関との繋ぎ役を担っています。また、愛護委員さんにこどもの見守りをお願いしています。それぞれの校区の愛護委員さんが、朝の登下校の見守り、夕方から夜にかけては、公園などを見守っています。直接的な解決は難しくとも、こどもたちの様子を学校やセンターと共有し、防犯や未然防止の力になりたいと考えております。

(富田委員) 異学年のこどもたちが放課後に自由に過ごす放課後児童クラブは、小学校の教室とは異なるシチュエーションにあります。こども同士のトラブルが生じた際には、支援員が双方から丁寧に話を聞き、できるだけこども同士で解決できるよう導くといった対応を日々行っております。最近あった事例ですが、中学年と低学年のこどもが一緒に遊んでおり、支援員もそばで見守っていました。その時は楽しそうに過ごしていたため、支援員は特に問題はないと捉えておりました。しかし、低学年のこどもが帰宅後、保護者の方に「怖かった」「辛かった」と訴え、保護者から学校へ連絡があったことで、初めてこどもの本当の気持ちに気づいたということがありました。この事案を受け、いじめやトラブルが起きやすいシチュエーションには特に注意を払うよう、改めて支援員間で共有を行いました。大人の目には遊んでいるように見えても、こどもの受け取り方は異なる場合があります。今後、支援員に向けた未然防止の研修をさらに充実させていく必要がある

と感じております。

(森本委員) ご説明ありがとうございます。きめ細かく取り組んでいただいて心強いと思いました。ただ一方で、衝突はありえるというお話がありましたので、いじめの件数そのものよりは、そこからどのように解決に向かったのかが重要と感じました。また、たくさんの取り組みをしていただいている中でも、近年はSNS上でのトラブルがクローズアップされており、現場での取り組みもそれに合わせて試行錯誤していただいていることに感謝申し上げます。教員の方がクラス運営で難しさを感じて、一人で困るようなことがないよう、学校としての取り組みもよろしくをお願いします。

(谷野副会長) お話を聞いていて、学校現場でのご苦労を実感いたしました。全体を通じていじめをとらえた場合、日常生活における通常の学習、積極的認知、そこから心ならずも重大事態、最悪の場合は犯罪という4つの構図があるかと思います。人権啓発の部署としては、日常の学習活動と、積極的認知のこの2階層の中で、重大事態に陥らないように、何とか関係機関が協力しながら防いでいくことがとても大切だと思いました。ターゲットを絞った効果的な啓発や見守り活動を行うために、何年生で起こりやすいのか、重大事態に陥る際にどのような環境因子や傾向があるのか教えていただけますか。

(横田委員) 小学校においては、いじめやトラブルの低年齢化が進んでいると感じています。阪神地区の会議の中でも、やはり低年齢化の傾向を強く感じます。だからこそ、低学年の段階で、人との関わり方を教えることは非常に大事にしていかなければならないと思っています。ただ、おっしゃる通り学校だけで対応できるものではありません。背景には、SNSの普及や核家族化の影響で対話の機会が減り、コミュニケーションが苦手な子どもが増えているという現状があります。また、登下校やSNSでのトラブルについても、ご家庭でのルール設定など、保護者の協力が欠かせません。そのため岩園小学校では、授業参観の機会に合わせて、保護者を対象とした講演会をPTAの方と一緒に開催するなどの取り組みを行っています。また、最近ではトラブルが起きた際、保護者が介入してすぐに解決しようとするケースが増えていますが、子ども同士で話し合い、解決する経験も成長には必要です。いじめの構図ができている場合は毅然と対応しますが、子どもたちで解決できそうな部分は見守ってほしいと発信しています。さらに、保護者とのコミュニケーションにおいて、対面ではなく文書やメールでの回答を求められることが増えています。文字だけのやり取りでは状況把握が難しく、対話不足から重大事態に至るケースもあるため、教員と保護者、保護者同士の対話の会などを企画し、繋がり場を作ろうとしています。

(谷野副会長) 保護者の認識を高めていかないと、問題が重篤化しやすいということですね。便利な世の中になったがゆえに、保護者がメール等のツールに頼ることで、直接の対話から得られる心情などの正確な把握が難しくなっています。そうしたコミュニケーションが脆弱な状況下で、最悪の場合、重大事態に陥る傾向が見られると理解いたしました。また、トラブルが低年齢化していることについて、学校側で感じておられる要因は何かありますか。

(横田委員) SNSの影響は大きいと思います。こどもたちは小さい頃から使い慣れており、直接的なコミュニケーションを取らずに画面を見る環境で育っているため、対人関係を築くのが苦手なこどもが多いように感じます。私たちのこどもの頃は、公園などで頻繁にトラブルや喧嘩があり、その中で人との付き合い方や、言っているはいけない言葉の境界線などを自然と学んできたと思います。しかし、現在は、人と関わり対話する機会自体が減少していますので、芦屋市や教育委員会としても「対話」を大切にする方針を推進しております。学校現場でも、できるだけこどもたち同士で対話できる場面を増やしていくことを目標に取り組んでいます。

(浅田委員) 相談窓口をこどもたちへ定期的に発信しています。その窓口には、学校支援課や青少年愛護センターといった教育委員会の窓口もあれば、警察もあります。しかし、こどもたちのトラブルについて何かあったとき、最終的な相談先は学校や教育委員会に集中しているのが実情です。ここで問題となるのは、学校に関して言えば、「話を聞く機関」と「問題を解決する機関」が同じになってしまうということです。相談に来られるのは困っておられる方であり、そこには当然相手も存在します。通常のトラブルであれば解決できるものもありますが、対応する機関が同一であるために課題解決が難しくなる事例も多く、こうした構造上の問題があると感じています。

(谷野副会長) 要は、当事者が交通整理もしながら、その事に当たっていくという難しさがそこに露呈しているということですね。

(浅田委員) 良い方向に進むケースもありますが、そうでない場合は、こどもたちにとっても親御さんにとっても、大変苦しい状況になってしまうと思います。

(谷野副会長) 我々の人権部局では、人権擁護委員による人権相談でいじめの相談を受けております。件数については公表しておりませんが、「こども人権SOSのミニレター」の配布なども行っています。地域で生活をされ、豊かな経験をお持ちの方にまずは話を聞いてもらい、被害者も加害者も、そこで客観的な視点を持って状況を交通整理してから問題解決に臨んでいただく方が良いのではないかと考えています。双方が感情的になりやすい状況下で学校に相談が集中してしまうと、浅田委員がおっしゃったように、学校単独で解決するのは非常に困難です。だからこそ、保護者に対して情報提供が必要になるかもしれないですね。

(浅田委員) 先ほど谷野副会長がおっしゃったように、問題を俯瞰して「力になりますよ」「間に入りますよ」と声をかけてくださる方が多くいらっしゃいます。直接的な解決には至らなくても、そうした関与の必要性は大きいと考えます。

一方で、もう一つ問題があります。それは、「学校現場の現実」を世間一般の方々が十分に把握されていないということです。そのため、我々が何か発信したとしても受け取り方は様々であり、その認識の乖離によって次のトラブルが生じてしまうことがあります。本協議会には様々な機関が集まっておりますので、市としていじめをどのように捉え、どう啓発し、各機関がどのような働きかけをしていくのか、皆様と連携しながらさらに前進していかなければならないと考えております。

(横田委員) 保護者同士の繋がりが薄くなってきているのは、強く感じています。実際、PTAの会員数が半分を切る学校もあり、学級懇談会の回数も減るなど、保護者同士が繋がる場が減少しています。その結果、ご近所や保護者同士の相談で解決できるようなことまで、すべて学校へ持ち込まれてしまうという現状があります。やはり保護者同士の繋がりは非常に大切であり、学校やこどものことを気軽に話せる場が必要だと考えております。そうした思いから、夏休み明けには、保護者同士が対話できる会を新たに企画しているところです。

(谷野副会長) 私が先ほど「傾向を知りたい」と申し上げたのは、まさに今のようなお話のことです。加害者や被害者の保護者が、親同士で相談できるパターンと、相談できずに深みにはまってしまうパターンなど、顕著な傾向が把握できれば、大人に向けた啓発メッセージの内容も変わってきます。PTAとして学校運営をサポートする際に、未加入の保護者に対しても「保護者同士の繋がりにはこういう効果がある」とメッセージを添えることができます。傾向はしっかりと把握・蓄積していくべきだと思います。

(竹中会長) これだけ多くの関係機関が集まり、様々な対策をしてくださっているということは、私はこの協議会に参加しているからこそ分かります。しかし、各小学校の保護者がそれを知っているかという点、どこに相談していいのかほとんど把握されていないのが現状だと思います。そのため、相談がすべて学校に集中してしまいます。また、学校が未然防止のために実施しているアンケートについても、その目的が保護者に十分に伝わっていません。子どもから「今日いじめのアンケートがあった」と聞いただけで、「うちのクラスでいじめがあったの？」と不安が先行してしまいます。未然防止のためのアンケートであるという本来の目的を、保護者にしっかりと理解していただく必要があります。この点については、PTAと学校が協力して周知を図っていくことが重要だと思います。

それでは、本日出されましたご意見を参考に、事務局にて検討をお願いいたします。本日の協議事項は終了しました。事務局から報告等はございませんか。

(事務局森本) 来年度以降に関係者が当事者の声を直接聴くことのできるような取り組みも考えておりますので、もし、そうしたお話を伺える方をご存じでしたら、事務局までお知らせいただけますと幸いです。また、本日の議事録につきましては、作成でき次第、一旦委員の皆様へ送付させていただきます。発言内容をご確認いただき、修正等がある場合は事務局までお知らせください。原則として会議の1か月以内にホームページ等で公表いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

(竹中会長) それでは、これもちまして、令和8年度第1回いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

<閉会>